

総合計画体系	政策No. 3	政策名	うるおいと活力のある快適なまちの形成	施策主管課	建設部 建築住宅課
	施策No. 17	施策名	市街地・住環境の整備	施策主管課長名	内藤 和也
施策関連課名		政策推進課、芦安窓口サービスセンター			

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか) * 人や自然資源等	→	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標) * 数字は記入しない																	
市民 住宅 市営住宅利用世帯 非耐震化住宅		<table border="1"> <tr><th colspan="2">名称</th><th>単位</th></tr> <tr><td>A</td><td>世帯数</td><td>戸</td></tr> <tr><td>B</td><td>市営住宅利用世帯</td><td>戸</td></tr> <tr><td>C</td><td>住宅総数</td><td>戸</td></tr> </table>	名称		単位	A	世帯数	戸	B	市営住宅利用世帯	戸	C	住宅総数	戸					
名称		単位																	
A	世帯数	戸																	
B	市営住宅利用世帯	戸																	
C	住宅総数	戸																	
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	→	④ まちづくり指標(意図の達成度を表す指標) * 数字は記入しない																	
快適に生活が送れる。 住む場所が確保できる。 安心安全な生活が送れる。 住居を耐震化する。		<table border="1"> <tr><th colspan="2">名称</th><th>単位</th></tr> <tr><td>A</td><td>南アルプス市は住みやすい地域だと回答した市民の割合</td><td>%</td></tr> <tr><td>B</td><td>住宅の耐震化率</td><td>%</td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>E</td><td></td><td></td></tr> </table>	名称		単位	A	南アルプス市は住みやすい地域だと回答した市民の割合	%	B	住宅の耐震化率	%	C			D			E	
名称		単位																	
A	南アルプス市は住みやすい地域だと回答した市民の割合	%																	
B	住宅の耐震化率	%																	
C																			
D																			
E																			
<p>・まちづくり指標設定の考え方 (理由、数式も) ・まちづくり指標の測定規格 (手段はアンケートか、統計か)</p>		<p>A: 住環境に関する市民の評価を示す。【市民アンケートの「南アルプス市は住みやすい地域だと感じますか?」について、「感じる」「まあまあ感じる」と回答した人の割合】 B: 住宅耐震化対策の効果を示す。【耐震化を有する住宅数(耐震改修家屋数+S57以降建築住宅数) ÷ 住宅総数(固定資産家屋台帳登録件数) × 100】</p>																	

2 指標等の推移

指標名	単位	数値区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象指標	A 戸	見込み値		26,697	26,914	27,132	27,349	27,566	27,784
		実績値	26,525	26,821	27,079				
	B 戸	見込み値		478	458	439	420	401	381
		実績値	492	469	447				
	C 戸	見込み値		26,166	26,316	26,466	26,617	26,767	26,917
		実績値	27,705	27,795	28,880				
まちづくり指標	A %	目標値	59.5	60.0	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0
		実績値	70.8	69.4	65.7	65.4			
	B %	目標値	84.0	87.0	65.8	66.1	66.4	66.7	67.0
		実績値	65.3	65.8	67.3				
	C	目標値							
		実績値							
	D	目標値							
		実績値							
	E	目標値							
		実績値							
関連事業本数			15	12	15	28			
関連事業予算額(単位:千円)			39,876	42,128	86,762	168,985	0	0	0
(予算額の内訳)	国庫支出金		8,225	12,049	12,648	25,003			
	県支出金		4,612	1,275	2,791	4,342			
	地方債		0	0	35,000	35,000			
	その他		24,418	24,859	30,634	60,394			
	一般財源		2,621	3,945	5,689	44,246			

目標値の設定の根拠
(前提条件や考え方等)

A: 現況値を踏まえ5年間で約2%の増加を目標値に設定
B: 現況値を踏まえ5年間で約2%の増加を目標値に設定

3 評価結果

施策の有効性評価

① 目標達成度評価（目標値と実績値との比較）

- 目標値より高い実績値だった
 目標値どおりの実績値だった
 目標値より低い実績値だった

※左記の理由

市民アンケート調査結果は、目標値より実績値が5.1ポイント下回り、65.4%の市民が住みやすいと感じている。否定している市民は、昨年度より1ポイント減少し11.8%となった。
 未耐震の住宅に居住し、耐震診断を希望する市民の割合は、高齢世代が多く、耐震診断は実施するものの耐震改修には多額の費用がかかるため、耐震化は進んでいない。

② 時系列比較（過去5ヶ年の比較）

- 成果がかなり向上した
 成果がどちらかと言えば向上した
 成果はほとんど変わらない（横ばい状態）
 成果がどちらかと言えば低下した
 成果がかなり低下した

※左記の理由

市民アンケートの「住みやすい地域だと感じますか」について、過去5か年を比較すると肯定的に感じている市民が平成25年度70.8%から、年度を追うごとに下降傾向である。

③ 他自治体との成果実績値の比較

- かなり高い成果水準である
 どちらかと言えば高い成果水準である
 ほぼ同水準である
 どちらかと言えば低い成果水準である
 かなり低い成果水準である

※左記の理由

平成27年度耐震診断の実績を見ると、県全体で407件、本市は12件であり、低い水準である。
 他市の市民アンケート調査結果（山梨市 H27）では、住みやすさの満足度81.1%で、本市は65.4%と下回っている。

④ 住民の期待する成果水準との比較

- かなり高い成果水準である
 どちらかと言えば高い成果水準である
 ほぼ同水準である
 どちらかと言えば低い成果水準である
 かなり低い成果水準である

※左記の理由

東日本大震災や熊本地震など他地域で震災が発生すると関心が高くなるため、耐震診断の実施に期待する市民が多くなった。
 平成28年7月現在、予定募集数20戸に達し、耐震診断の関心は高くなっているが、希望があっても予算がない状況である。

4 まとめ

施策の課題抽出とその課題解決（成果向上）の方向性と具体的な取組内容

施策の課題抽出	課題解決の方向性	具体的な課題解決・改善内容
<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に倒壊する恐れがある住宅に居住する市民がいる。 地震発生時、建築物が倒壊し緊急輸送路を塞ぐ恐れのある建築物がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていない住宅に居住している市民に対し、危険性と耐震化の必要性の理解を得る。 県が指定した緊急輸送路の沿道にある建築物の耐震診断、耐震改修を実施し、避難路の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化の必要性和補助制度の周知を広報誌でPR。 各戸を訪問して住宅耐震化の説明を行なうローラー作戦の実施。 旧耐震基準で建築した家屋に対し補助制度を説明し、耐震診断の実施及び耐震改修を促し、市民が安全に生活を送れるよう、引続き住宅の耐震化への対応を行なう。 緊急避難路の確保のために、耐震診断及び改修の必要性があることを対象建築物の所有者に説明する。 対象となる建築物は、店舗など比較的大きく、耐震診断、改修に多額の経費がかかり、個人負担が大きいことから、手厚い補助制度を説明し改修を促す。
<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準で建築した市営住宅に入居している市民がいる 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅は、耐用年数を超過した建物と旧耐震基準で建設した市営住宅があるので、耐震基準を満たした市営住宅に転居を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に震災時の危険性を説明し、耐震基準を満たした市営住宅へ転居を促す。また、既存借上型市営住宅として一般のアパートを借上げ、転居先の対象としても使用する。退去が完了したものは、国・県の補助金を活用し解体撤去する。
<ul style="list-style-type: none"> 適切に管理が行なわれていない空家等があり、防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策の推進に関する特措法等、関係する例規により、対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員による空家等対策連絡調整会議を開催し、情報及び課題を共有した上で、各担当者が解決に向けた対策を図る。